

岩手県告示第686号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成23年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請のあった年月日 平成23年10月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
  - (1) 名称 特定非営利活動法人吉里吉里国
  - (2) 代表者の氏名 芳賀正彦
  - (3) 主たる事務所の所在地 岩手県上閉伊郡大槌町吉里吉里三丁目6番28号
- 3 定款に記載された目的 この法人は、吉里吉里地区を愛する有志達が、津波災害復興に向けて新たな雇用の創出と、経済復興に関わる地域主体の取り組みを地元住民と一体となって地域再生に取り組むものです。地域の環境を育む森林資源を有効に活用しながら、吉里吉里の森はやがて海の再生へとつながり、この活動が次世代に残していく活動になり、地域社会に寄与することを目的とする。